

令和3年第9回総会

# 山武市農業委員会会議録

## 令和3年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月6日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

議 事 議案

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (5) 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (7) 農業委員会選出役職員について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（3名）

欠席農地利用最適化推進委員（17名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 ただいまから令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明申し上げます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による  
通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第7 議案第4号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の決  
定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第9 議案第6号 農業委員会選出役員について

令和3年9月6日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。よろしく願います。

議長

それではこれより令和3年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号13番藤田委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号14番今関委員、議席番号15番鈴木委員の両委員を指名します。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページから6ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は4件になります。うち基盤強化法利用権設定の解約が4件になります。

全て貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第1号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの概要説明が終わりました。  
引き続き、議案番号第1号、申請番号1について地区担当推進委員の今関委員から説明を求めます。

**今関推進委員** 地区担当推進委員の今関です。議案第1号、申請番号1について御説明申し上げます。

この案件は、売買による所有権移転でございます。譲渡人については資産整理、譲受人に対しては規模拡大のためということです。この圃場は、譲受人が十数年前、農業委員を任されてきたとき、圃場の一部がごみ捨場になってしまい、隣接する耕作者と地区の皆さんに耕作してくれないかと言って探したところなんです、誰も手を挙げず、やむなく譲受人が引き受け、今まで耕作しております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番今関委員から補足説明等を求めます。

**今関委員** 議席番号14番、今関です。  
ただいま推進委員の今関さんの説明のとおりでございます、この間も譲受人から話がありましたけれども、譲渡人が農地を、資産整理のためにぜひ買ってくれという話を私にも電話がありました。地区担当推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終

りました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。  
議案第2号、番号1について説明させていただきます。  
現地確認してまいりました。営農している榊の生育はかなり乏しいです。3年間で約膝から腰下ぐらいしか伸びていません。原因としては、太陽光パネルの遮光率等、およそ30%あるのに対し、榊に一般的によいとされる遮光率50から70%とされているので、日当たりが良すぎるのかなという点が1つ。

2つ目は、肥料や草刈り等栽培管理等が足りてないという理由が考えられます。今回、この申請は更新申請ですので、

作り始めて3年は経過しているわけですから、申請者にはなぜ生育が悪いかを考えていただき、必要な対策を講じていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の高野委員からの報告を求めます。

**高野委員**

議席番号10番、高野です。

今、山下推進委員から説明があったとおり、榊の生育が悪い、これは日の当たり過ぎか分からないけど、いろいろな面を考えて、山下推進委員が言ったとおりだと思います。一時的な利用であることから、許可申請においては、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま。

また、営農している榊の生育が思わしくないように見受けられるため、適切な日照量の確保や施肥の管理、適正な改善措置を取ることを意見に申し添えていただきたいと思います。

以上です。

**議長**

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明、現地調査員からの報告が終わり、地区担当推進委員及び現地調査員から、生育が思わしくないとの報告がありました。今後は、適切な日照量の確保や施肥の管理など必要な改善措置を講じるよう申し添えた上で許可相当とすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、先ほどの意見を添え、許可相当とすることに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、適切な日照量の確保や施肥の管理など必要な改善措置を講じるよう申し添え、許可相

当として意見を付すことに決定します。

---

◎議案第3号

**議長** 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 申請地区担当推進委員の佐瀬です。3号の1について説明します。  
これは、太陽光施設用地への恒久転用に伴う所有権移転です。場所は、周辺を山林と道路に囲まれた農地の一角です。先ほど事務局から説明があったとおり、道路より低くはなっていますが、埋立てなどはしないとのこと。隣接の方と少しお話ししたんですけれども、立会い、説明も受けており、特に問題はなく、雨水についても農地への影響は少ないようです。  
説明は以上です。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の高野委員からの報告を求めます。

**高野委員** 議席番号10番、高野です。  
今、佐瀬推進委員が申し上げたように、それこそ広いというか、もし誰かに耕作をお願いしても誰も返事をしないような土地でした。太陽光施設として使っていただければ逆に幸いじゃないかというような土地でした。つきまして、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま。したがって、農地法第5条第2項各号に該当

しないため、許可相当と思われまますので、よろしくお願ひします。

**議長** 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

#### ◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、令和3年度第6次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人明細番号1から3までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

通常ですと、ここで事務局の概要説明の後に地区担当推進委員に申請番号ごとの概要などを説明していただいています。が、本日は推進委員の出席を制限していることから、事務局には通常の議案の説明に加え、番号ごとの経営改善の概要も一括して説明させます。よろしくをお願いいたします。

事務局 議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

番号1、営農類型は施設野菜で、主要作物はイチゴです。環境制御技術を習得し、環境やイチゴの生育に合わせた栽培管理を行い、収穫期間を通じて安定した収量の確保を目指していくそうです。

番号2、営農類型は水稲、露地野菜、花卉で、主要作物は水稲、ネギです。ネギに関しては緑肥による輪作体系を確率し、土壌病害の回避と収量及び品質の向上を図るそうです。また、防除機を導入することで省力化を図るとともに防除を徹底し、収量の増加及び品質の向上を図るそうです。経営改善の方向の概要については議案のとおりです。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1、番号2について一括して採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

それでは、総会資料の最終ページの38ページ、役職員一覧表を御覧ください。

現在、山武市都市計画審議会委員1名及び山武市景観審議会委員1名の任期満了に伴いまして、市長から委員の推薦をいただきたい旨の依頼がありました。本日は、この推薦依頼に伴いまして、農業委員会を代表する委員の候補者の選出をお願いするものでございます。

それでは、各審議会について御説明申し上げます。

初めに、都市計画審議会は、主に都市計画法の権限に属された事項を調査、審議を行いまして、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項に対し調査、審議し、その結果を市長に答申するものでございます。

次に、景観審議会、こちらは市長からの諮問を受け、景観計画の策定または変更に関する事項について、こちらでも調査、審議し、その結果を市長に答申を行うものでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
本件について、どのように選出してよろしいか、御意見を伺います。何かございませんか。

川島委員 事務局案があればお願いしたいと思います。

議長 ただいま川島委員のほうから、事務局のほうに案がないかという声がありました。  
事務局の案により指名することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、御異議ないものと認め、事務局の案をもって指名させていただきます。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 事務局案ということで、それでは、私から事務局案について御説明申し上げます。

初めに、山武市都市計画審議会の役員、こちらは団体を代表されており、従来から会長がこの審議会の委員となっております。このたびも、会長であります雲地委員に。

続きまして、山武市の景観審議会の委員につきましては、佐藤委員にそれぞれお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局からの説明があつたとおりに、このように選出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

---

◎その他

議長 以上で、本日本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は10月5日火曜日、本庁舎3階大会議室を予定  
していますので、御参集願います。